

学生生活の準備(外国人留学生向け)

—日本で生活するために必要な手続き—

留学生の皆さんが日本で生活するためには、さまざまな手続きが必要です。

この資料には、留学生のみなさんが、京都精華大学の学生として生活するために必要な情報が書かれています。ひとつひとつしっかり確認をして、手続きしてください。

【行政手続】

1. 住民登録/住所変更をする

■在留資格を有していない、今海外に住んでいる方(住民登録)

日本到着後、住む家を決めてから 14 日以内に、新しく住むまちの役所に「転入届」を出してください。

★役所に持っていくもの: 在留カード、パスポート

■在留資格を有している、日本国内に住んでいる方(住所変更)

<京都市内→京都市内へ引っ越し場合>

新しく住むまちの役所で「転居届」を出してください。

★役所に持っていくもの: 在留カード、パスポート

<京都市外→京都市内へ引っ越し場合>

① 今住んでいるまちの役所で、必ず引っ越し前に「転出届」を出して、「転出証明書」をもらってください。

★役所に持っていくもの: 在留カード、パスポート、健康保険証

② 新しく住むまちに引っ越したら、新しく住むまちの役所で、「転入届」と、前に住んでいたまちでもらった「転出証明書」を提出してください。また、国民健康保険に加入する手続きをしてください。

★役所に持っていくもの: 在留カード、パスポート、転出証明書

※住民登録、住所変更の手続きは、必ず行ってください。手続きをしないと、罰を受けたり、日本を出ていかないとけなくなったりします。注意してください。

※詳しくは、自分が今住んでいるまちや、新しく住むまちの役所のホームページを見てください。

2枚目に続く

2. 国民健康保険に加入する

国民健康保険は、日本の公的な医療保険です。日本に3ヵ月以上滞在する留学生は、加入しなければなりません。日本で病気やケガをして病院で治療を受けると、高額のお金（医療費）がかかりますが、国民健康保険に加入して保険料を払うと、医療費が30%になります。国民健康保険に加入したら、「資格確認書」がもらえます。病院に行くときは、「資格確認書」を必ず持って行ってください。

■在留資格を有していない、今海外に住んでいる方

日本到着後、住民登録をするときに、国民健康保険に加入する手続きをしてください。

■在留資格を有している、日本国内に住んでいる方

<京都市内→京都市内へ引っ越し場合>

手続きはいりません。

<京都市外→京都市内へ引っ越し場合>

- ① 必ず引っ越し前に、今住んでいるまちの役所で国民健康保険の手続きもあわせて行ってください。
- ② 新しく住むまちに引っ越したら、新しく住むまちの役所で、国民健康保険に入る手続きをしてください。

※詳しくは、自分が今住んでいるまちや、新しく住むまちの役所のホームページを見てください。

3. 国民年金に加入する

日本に住む 20 歳から 59 歳の方は、留学生も含めて国民年金に加入し、保険料を払わなければなりません。しかし、「学生納付特例」の申し込みをすると、保険料の支払いが猶予される場合があります。

■在留資格を有していない、今海外に住んでいる方

日本到着後、住民登録をしたときに、国民年金に加入する手続きをしてください。「学生納付特例」を申し込む人は、加入したときに、一緒に手続きをしてください。

★役所に持っていくもの：在留カード、パスポート、学生証

■在留資格を有している、日本国内に住んでいる方

引っ越しをする場合、新しく住むまちで、手続きをする必要はありません。役所で住所変更の手続きをするだけでよいです。

※詳しくは、日本年金機構のホームページを見てください。

日本語：<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/index.html>
英語：<https://www.nenkin.go.jp/international/pamphlet/english/index.html>
中国語：<https://www.nenkin.go.jp/international/pamphlet/chinese/index.html>
韓国語：<https://www.nenkin.go.jp/international/pamphlet/korean/index.html>

3枚目に続く

4. 日本でアルバイトするための手続き(資格外活動許可申請)

在留資格「留学」の学生のみなさんは、大学で勉強するという目的で、日本での滞在が許可されています。アルバイトをする場合は、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受けなければなりません。また、アルバイトは決められた範囲でのみ行うことができます。許可を受けずにアルバイトをしたり、決められた範囲を超えたアルバイトをしたりすると、罰を受けたり、日本を出ていかないといけなくなったりします。アルバイトが決まっていなくても許可を受けることができるので、これからアルバイトをしたいと考えている人は、申請しておくことをおすすめします。

申請書は、出入国在留管理庁のホームページからダウンロードできます。

＜資格外活動許可申請書＞

次のウェブページの「申請書・必要書類・部数」欄からダウンロードできます。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>

■在留資格を有していない、今海外に住んでいる方

日本に入国するとき、空港で「資格外活動許可申請書」を提出すれば、許可を受けることができます。

申請書は「資格外活動許可申請書(留学生が新規入国する場合)」を使用してください。

■在留資格を有している、日本国内に住んでいる方

出入国在留管理局へ申請することで許可を受けることができます。

申請書は「資格外活動許可申請書」を使用してください。

【 学生保険 】

京都精華大学では、全ての学生が入学時に「学生教育研究災害傷害保険」と「学研災付帯賠償責任保険」に加入します。決められた条件の下、大学の中や大学への通学中にケガなどをしたときの医療費などに対して、保険金が支払われます。保険料は大学が負担するため、留学生のみなさんが保険料を支払う必要はありません。

※詳しくは、以下のページを見てください。

→ [学生教育研究災害障害保険・学研災付帯賠償責任保険](#)

また、京都精華大学の留学生のみなさんは、これらの保険の他に、「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」に加入します。決められた条件の下、日本で事件や事故があったときの事故の相手の医療費などに対して、保険金が支払われます。保険料は入学手続納入金に含まれているため、休学等によって京都精華大学で勉強する期間が延びないかぎり、留学生のみなさんがさらに支払う必要はありません。

※詳しくは、以下のページを見てください。

→ [外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険](#)

4枚目に続く

【 賃貸住宅契約 】

住まい(住む家)探しについては、以下のページをご覧ください。

→ [学生生活の準備\(住まい、学生保険、障害学生支援\)](#)

※賃貸住宅契約に関する注意事項

京都精華大学を、賃貸住宅契約の保証人や緊急連絡先にすることはできません。

下記のサービスは家賃保証事業を行っているので、参考にしてください。

<GTN:トップページ> <https://www.gtn.co.jp/>

<GTN:家賃保証事業> <https://www.gtn.co.jp/business/rent-warranty/>

【 携帯電話の契約 】

au、NTTdocomo、SoftBank などの日本の携帯電話会社と契約する場合、未成年(20 歳未満)は、日本の保証人が必要です。

※携帯電話契約に関する注意事項

京都精華大学を、携帯電話契約の保証人や緊急連絡先にすることはできません。

下記のサービスは日本に保証人がいなくても利用できるので、参考にしてください。

<外国人専門の携帯電話会社「GTN モバイル」> <https://gtn-mobile.com/>

終わり

京都精華大学 学生支援チーム(在留資格担当)